

**第25期小山市農業委員会
第6回総会議事録**

令和5年11月27日

1. 開催日時 令和5年11月27日（月）午後1時30分から午後2時50分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について
（再配分）
議案第7号 令和6年度標準農作業料金表（案）について
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農政対策係	係長	佐藤	啓子
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第6回総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を行っていきたくと思います。

初めに、議事録署名人の選出を行いたくと思います。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、5番鶴見礼夫委員、13番杉山力委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をごらんください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1～4ページをご覧ください。

今回は、5件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 2,597㎡

権利取得後の経営面積は : 50a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借に関する案件でございます。

対象農地は : 畑2筆、田1筆 面積 2,303㎡

権利取得後の経営面積は : 145a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から100mのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 290㎡

権利取得後の経営面積は : 1,203a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1.5kmところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 945㎡

権利取得後の経営面積は : 266a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から7kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田4筆 面積 1,386㎡

権利取得後の経営面積は : 924a

農機具等の保有状況は:耕運機を所有、トラクターを導入予定としており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から2kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

以上、5件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うな

どしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7 番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

申請人は親子関係にあり、申請地を共有名義で所有しておりますが、以前から土地名義を息子のみに変更することを検討していました。そのため、名義変更について親子で相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定に関する案件です。

ハウス建設に利用する補助金の受給にあたり、祖父の農地に孫の利用権を設定する必要性がありました。そのため、今回農地法第3条の許可申請を行い、祖父と孫の間で使用貸借を結ぶものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 7 番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、申請地周辺で耕作を営んでいる受け人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 1 番

番号4番・5番の申請について、併せて補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

本案件は、土地改良事業計画を進めるにあたり、所有している農地を集約する必要性がありました。そのため、農地の集約化について両方で相談したところ、効率的な農業を行うために、お互いの農地を贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。
議案書の3ページ、別紙位置図5ページをご覧ください。
今回は、1件の申請がございました。11月17日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、店舗併用住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積499㎡。

申請の理由ですが、現在夫婦二人で暮らしています。老朽化に伴い自己用住宅と喫茶店を兼ねた併用住宅の建築を計画しました。申請地周辺には知人も多く喫茶店に足を運んでもらいやすく、近隣に住む母親の面倒を見ることも可能であることから申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は農業集落排水。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、西側は宅地、南側は道路、北・東側は畑。ブロックフェンスを設け、周辺農地へ影響が出ないようにするとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費5,976万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9番 番号1番について、補足説明いたします。

申請人は現在夫婦で暮らしておりますが、住居の老朽化と喫茶店開店するため店舗併用住宅の建築を計画しました。申請地は既存敷地に隣接しており、近くに住む母の面倒を見ることもできることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案書3、4ページ、別紙位置図5～9ページでございます。

今回は、8件の申請がございました。11月17日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積488㎡。

申請の理由ですが、申請人の住所は住民票と異なる市外のアパートにて夫婦で暮らしており、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に近く祖母が高齢であるため介護の協力ができることから適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西側は畑、東側は宅地、南側は道路。農地との間は植栽を設け、周辺農地へ影響を出ないようにすることです。

資金計画につきましては、全体事業費4,051万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場・廃材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積2,227㎡。

受け人は自動車の買取販売修理を業としております。申請の理由ですが、近隣の土地を駐車場として借りて駐車していますが、敷地の返還を要請されており駐車スペースが新たに必要になったとのことです。申請地は所在地から近く、駐車台数を確保できることから、適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南側は宅地、東側は道路・西側は水路。水路の間にはコンクリートで土留めを設け防除することです。

資金計画につきましては、全体事業175万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積410.52㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内の社宅で暮らしており、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先への通勤を考えて適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路に放流とのことで国分寺土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西側は畑、南側は道路、西側は宅地。畑との境にはコンクリートブロックを設け防除することです。

資金計画につきましては、全体事業費5,418万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

転用の目的は、ゴミ置場でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積13.37㎡。

申請の理由ですが、申請地周辺では20戸以上の分譲開発計画が進行中であり、現在の既設スペースでは容量が逼迫し処理困難になります。問題を解消すべく設置を計画しましたが、既存住民も使用できることを考え、申請地は適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東・西側は畑、南側は道路、畑との境にはコンクリートブロックを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費81万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が4番でございます。

次に、番号5番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場・廃材置場でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積1,734㎡。

受け人は貸倉庫業を行う法人です。申請地の隣接地を物流倉庫敷地として各企業に貸し出してあります。申請の理由ですが、多くの企業から空き倉庫の問い合わせを受けていることから、新たな倉庫の建設を計画しました。物量倉庫の特質、絶えず大型車両の出入りがあり、混雑時には構内に入れず、市道脇に停車しているため、これを解消すべく、申請地を待機用駐車場として利用することを計画し、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地面積から1/2以内の面積の転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水、排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側・東側は畑、西側は道路、南側は雑種地。

資金計画につきましては、全体事業1,979万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が5番でございます。

次に、番号6番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積420㎡。

申請の理由ですが、申請人は結婚して以来アパートで暮らしてきましたが子どもの出産に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は夫婦双方の実家へアクセスしやすく、子育ての協力が得られ、自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後市側溝に放流とのことで市道路課から道路占用許可がおります。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、南側は畑、東・西側は宅地、北側は道路。農地との間はコンクリートブロックを設け、周辺農地へ影響を出ないようにするとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,500万円で、自己資金と融資で賄うとのことで、残高証明、融資証明書が添付されております。

以上が6番でございます。

次に、番号7番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積381㎡。

申請の理由ですが、申請人は母親と同居していましたが、結婚に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣接地であり、将来の母親の介護をすることもでき自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、南側は畑、東・西側は宅地、北側は道路。農地との間はコンクリートブロックを設け、周辺農地へ影響を出ないようにするとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,560万円で、自己資金と融資で賄うとのことで、残高証明、融資証明書が添付されております。

以上が7番でございます。

次に、番号8番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積489㎡。

申請の理由ですが、申請人は結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、子どもの出産予定に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家へ近く、子育ての協力得られ、また

将来の親の介護もできることで自己用住宅の建築に適していることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、南側は畑、東・西側は宅地、北側は道路。農地との間はコンクリートブロックを設け、周辺農地へ影響が出ないようにするとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,380万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が8番でございます。

以上8件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9番 　　番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市外に夫婦2人で生活しておりますが、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家にも近く高齢の祖母の介護に協力できることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番 　　番号2番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内で自動車販売修理業をしています。現在借りている駐車場が返還を求められており、駐車場用地の確保を計画しました。申請地は事業所から近くまとまった敷地を確保できることから適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

16番 　　番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内の社宅で生活しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先への通勤に便利で、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

16番 　　番号4番について、補足説明いたします。

近隣で分譲が計画・進行中であり、既存ゴミ置場では対応できなくなり地域の生活影響出ることが懸念されるため、ゴミ置場の新設を計画しました。申請地は当該分譲地に近く、十分な

敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのこと。許可することが相当と思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

13番

番号5番について、補足説明いたします。

受け人は、貸倉庫業を業とする法人です。申請地の隣接地を物流倉庫として各企業に貸し出しておりますが、絶えず大型車両が行き来し、混雑時には市道に停車する状況になっているため、申請地を待機車用駐車場として利用することを計画し今回の申請に至ったとのこと。許可することが相当と思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

番号6番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内アパートに夫婦2人で生活しておりますが、出産の予定もあり、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は夫婦双方の実家にも近く子育ての協力を得られることから、建築地に適しており、申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番

番号7番について、補足説明いたします。

受け人は、現在母親と同居しておりますが、結婚することに伴い、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており将来の介護をすることができることから、建築地に適しており、申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番

番号8番について、補足説明いたします。

受け人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが出産の予定に伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は申請人の実家から近く隣接地には姉夫婦も居住しており、子育ての協力や、高齢の両親をサポートすることに都合が良く、建築地に適しており、申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図10ページでございます。

今回は、2件の申請がございました。11月17日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積783㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和61年頃から宅地として利用されてきました。このたび車庫を建てようとしたところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも37年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積372㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成10年頃から宅地として利用されてきました。このたび敷地内に車庫を建てようとしたところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

以上2件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4 番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和61年ごろから住宅敷地として利用されてきました。相続した敷地内に車庫を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことでした。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

9番 番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成10年頃から住宅敷地として利用されてきました。敷地内に車庫を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 それでは、はじめに議案第6号のうち、17ページ記載の番号57番及び58番は館野強志委員に関する案件ですので、館野委員は、一旦退出願います。

（館野委員 退出）

議 長 議案第6号のうち番号57番及び58番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号のうち番号57番及び58番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

事務局 （異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」のうち番号57番及び58番について、原案のとおり可決いたします。

館野委員は入場してください。

（館野委員 入場）

議 長 続きまして、議案第6号のうち番号1番から56番、及び59番から167番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第6号のうち番号1番から56番、及び59番から167番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」のうち番号1番から56番、及び59番から167番について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「令和6年度標準農作業料金表（案）について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

16番 労務費について、自身が雇用するパートについては今年度の栃木県の最低賃金を守っております。しかし、高齢者を農作業のために雇用する際に最低賃金以下でも良いのではないかと考える人もいます。最低賃金未満での雇用について質問を受けた場合、委員としてはどのように回答すればよいのか伺いたいです。

事務局 最低賃金については、法律で守ることが求められます。ですが、実際の金額については、議案書33ページの下部に米印で「本表を参考に、圃場条件、作業の難易等を考慮して当事者間で決定して下さい」と示しているとおおり、当事者間の話し合いとなります。作業内容に応じて相対で納得して契約していただくこととなります。

議長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

- 議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第7号「令和6年度標準農作業料金表（案）について」、原案のとおり決することに、
ご異議ございませんか。
- （異議なしとの声あり）
- 議 長 「異議なし」と認め、議案第7号「令和6年度標準農作業料金表（案）について」、原案の
とおり可決いたします。
次に、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、事務局の説明を
求めます。
- 事務局 （議案書の内容を読み上げる）
- 議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、
順次、発言願います。
- （特になし）
- 議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決(さいけつ)を行います。
議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、原案のとおり決するこ
とに、ご異議ございませんか。
- （異議なしとの声あり）
- 議 長 「異議なし」と認め、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、
原案のとおり可決いたします。
報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。
- 事務局 （報告書の内容を読み上げる）
- 議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、第6回総会を閉会いたします。